

# 中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイド案 に対する科学的・技術的意見の募集結果について

令和3年9月29日  
原子力規制委員会

## 1. 概要

中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイド案について、科学的・技術的意見の募集を実施した。

期 間： 令和3年7月1日から同年7月30日まで（30日間）

対 象：

➤ 中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイド（案）

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）及びFAX

## 2. 意見公募の結果

○御意見数：2件\*

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

---

\*御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

## 中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイド案に対する意見と回答

No.	意見	回答
1	<p>&lt;該当箇所&gt; 2.1.(3)</p> <p>&lt;内容&gt; [意見] 破碎帯の幅が20～30センチメートル程度を越えない」または「累積の変位量が、おおむね廃棄物埋設地の上端から下端までの長さを越えない」ことを判断する地点が明確となっていないと考えます。</p> <p>このため、原案における「次のいずれかであることが確認されていることを確認する。」について、「次のいずれかであることが当該廃棄物埋設地内で確認されていることを確認する。」のように修正いただくことが適当と考えます。</p>	<p>2.1.(3)では、「廃棄物埋設地において確認された断層が」としており、判断する地点は廃棄物埋設地の設置場所であることは明らかと考えられます。</p> <p>また、累積の変位量は廃棄物埋設地内に収まらない場合も考えられますので、御提案の記載内容は適当でないと考えます。</p> <p>以上のことから、原案のとおりとします。</p>
2	<p>&lt;該当箇所&gt; 2.3、2.4</p> <p>&lt;内容&gt; データベース等を使用した調査について、2.3および2.4.(2)では「公的研究機関が取りまとめたデータベース等を活用した文献調査」と記載されているが、2.4.(1)では「公的研究機関が取りまとめたデータベース等を対象に調査されていることを確認する」と記載</p>	<p>御指摘のとおりですが、2.3及び2.4.(2)については「公的研究機関が取りまとめたデータベース等」と限定する必要はないと考えられることから、それぞれ以下のように修正しました。</p> <p><b>【2.3. 侵食】</b></p> <p>「(1) 侵食による深度の減少に係る調査・評価の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「隆起・沈降及び気候変動による大陸氷床量の増減に起因する海水準変動を考慮した侵食（廃棄物埋設地の近くに、</li> </ul>

<p>されている。</p> <p>2.3 および 2.4. (2) では文献検索データベースによる文献調査を指し、2.4. (1) では鉱床等の位置データベース等による確認を指しているという認識で間違いはないか。</p>	<p>河川がある場合は下刻の進展に伴って谷幅が広がる側方の侵食も考慮し、海岸がある場合は海食による侵食も考慮する)」(解釈第 12 条 2)) の量 (鉛直変位量) について、公的研究機関が取りまとめたデータベース等を活用した文献調査、物理探査、ボーリング調査等により過去に形成された地形面と現在の地形面とのオフセット量の系統的な評価・解析や、氷期-間氷期サイクル 1 回以上を経た地形面を用いた変動量の評価の結果を踏まえ、設定されていることを確認する。」</p> <p>【2.4. 鉱物資源及び地熱資源】</p> <p>「(2) 発電の用に供する地熱資源の掘探</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地温勾配が著しく大きくない」(解釈第 12 条 3) について、次のことが確認されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 公的研究機関が取りまとめたデータベース等を活用した文献調査の結果を踏まえ、廃棄物埋設地が設置される地点における地温勾配 (地下増温率) が 100℃/キロメートルを大きく超える記録が確認されない、又は廃棄物埋設地が設置される地点で測定された地温勾配が 100℃/キロメートルを大きく超えない。</li> <li>一 (略)」</li> </ul> </li> </ul>
--	--